

亀山市総合計画条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本的事項（第3条—第5条）
- 第3章 策定方針（第6条—第9条）
- 第4章 策定手続き等（第10条—第13条）
- 第5章 総合計画審議会（第14条・第15条）
- 第6章 雜則（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市の将来像及びこれを達成するための政策の大綱を示したものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づいて市域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策及び手段を示したものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画の具体的な実施に関して策定する計画をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体をいう。

第2章 基本的事項

(総合計画の策定)

第3条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。

(総合計画の位置付け)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画とし、市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

2 市は、総合計画を基本方針として市政の運営を行わなければならぬ。

(総合計画の変更又は廃止)

第5条 市は、市政に関する情勢に大きな変化があった場合において、市の将来像の方向性を変更する必要があると認めたときは、総合計画を変更し、又は廃止することができる。

第3章 策定方針

(社会経済情勢の変化等の反映)

第6条 総合計画は、社会経済情勢の変化、地域の実情等を踏まえ、これらに適合する内容で策定するものとする。

(市民の参画の機会の確保)

第7条 総合計画の策定にあたっては、市民の参画の機会を確保するものとする。

(行政各部門の連携)

第8条 総合計画の策定にあたっては、効果的な体制を確立し、行政各部門間相互で連携しながら策定するものとする。

(総合計画の変更についての準用)

第9条 前3条の規定は、総合計画の変更について準用する。

第4章 策定手続き等

(審議会への諮問)

第10条 市長は、次の各号に掲げるときは、あらかじめ、第14条に規定する亀山市総合計画審議会に諮問するものとする。

- (1) 基本構想又は基本計画を策定しようとするとき
- (2) 基本構想又は基本計画を変更し、又は廃止しようとする場合において特に必要があると認めるとき
(議会の議決)

第11条 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- (総合計画の公表)

第12条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

- (策定後の措置)

第13条 市長は、総合計画を計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、総合計画の実施状況について公表するものとする。

第5章 総合計画審議会

- (設置)

第14条 第10条の規定による諮問に応じ調査審議するため、亀山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (組織)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、その者の調査審議に係る亀山市総合計画の決定の日までとする。

第6章 雜則

- (委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(亀山市総合計画審議会条例の廃止)

2 亀山市総合計画審議会条例（平成17年亀山市条例第17号）

は、廃止する。